

意見 ・ 質問	回 答
<p>【事案1】 熊本合同庁舎(4号館)で使用する電気</p> <p>契約相手方 : 株式会社 エネット 契約金額 : 基本料金単価 1647.30円/KW/月 電力量料金単価 通常月9.70円/KWh (4月～6月、10月～3月) 夏季月10.59円/KWh(7月～9月) 契約締結日 : 平成22年4月1日 担当部局 : 九州財務局</p> <p>別途入札を実施している4号館を除く分は、一社入札か。</p> <p>4号館と4号館を除く分では、基本料金単価が少し異なっているようであるが、何か理由があるのか。</p> <p>4号館及び4号館を除く分両方の入札に九州電力が参加しない何らかの理由があるのかどうか。</p> <p>特定規模電気事業者一覧に○印が付いているところが今回の対象とということであるが、これ以外で参加資格のA、B以外の者がいるのか。</p> <p>特定規模電気事業者一覧は、平成21年9月14日現在のものであるが、この後は、状況を把握していないのでこれを使われたという理解でよろしいか。</p> <p>参加資格として、金額から見れば一応Dが原則であればDを入れた方がいいのではないかと。</p>	<p>4号館を除く分は、エネットと他社の2社が応募し、入札の結果、エネットが両方を落札している。</p> <p>4号館については56キロワット、4号館を除く分については870キロワットと規模が全然違うことから、企業の判断として単価を変えているだけと思っている。</p> <p>国の事情により、入札の条件として仕様書の中にも「請求書の分割を認めること」としていることからではないか。</p> <p>一覧表右側の供給区域が九州及び全国と記載され、かつ、財務省の競争参加資格を有している者をリストアップするとこの5社しかないということである。この5社すべてがA又はBのランクであり、A、B以外の業者はいない。</p> <p>入札実施に当たりその時点のものが最新版ということで使用している。</p> <p>A又はBランクの業者しか登録がなかったため、このような記載としたが、「D」ランクを記載できるか検討してみたい。</p>
<p>【事案2】 普通財産の管理処分に係る契約等又は現況調査等に係る業務委託(鹿児島地域)</p> <p>契約相手方 : 大福コンサルタント 株式会社 契約金額 : 8,158,500円(税込) 契約締結日 : 平成22年4月1日 担当部局 : 九州財務局</p> <p>面接は、質疑応答、プレゼンテーションを含めたものか。また、具体的にどこを評価項目として挙げているのか。</p> <p>評価基準については、全国どこでもこの評価基準に則って評価は行われるということではないか。</p> <p>評価基準の実施体制(30点)と業務の実施方針等(70点)のウエイトについては決まっておらず、この基準に従わなければならないのか。案件に応じてウエイト付けも含めて個別に変えられるのか。</p> <p>業務内容が多岐にわたることから経験や処理能力を重視されることであるが、処理能力については、業務の実施方針を見ることとなり、経験は実施体制で見るという理解でいいか。</p> <p>評価委員会の各審査委員がどのような点数を付けているのか、どのように評価しているのか可能であれば見てみたい。</p> <p>説明会から提案書の提出までの期間を2週間取っているが、この期間は十分なのか、又は結構厳しいのか。</p> <p>選定評価委員が5人いるが実際採点するのは3人だけとなっている。残りの2人は初めから採点しなかったのか、または採点したが上下2人は外されたのか。</p>	<p>提案書を受け、記載内容について確認を行うとか、疑問点があれば質問を行うこととなる。評価項目については、P17の評価内容のとおりで、基礎点と加点で点数をつけることとなる。基礎点については、当局の求める状態になっているかを見るもので、求める状態に達していれば基礎点35点で満点となる。加点については、当局が求めていること以上について、色々と計画されているか、実態はどうかなど、それぞれについて点数をつけてもらうこととなる。</p> <p>結構である。</p> <p>財務局長等は地域の実情を勘案して、評価項目、評価の内容及び配点等を別に定めることができる取扱いとなっているので変更は可能であるが、変更する場合は、それなりの理由が必要となる。</p> <p>結構である。</p> <p>本日は、委員3人の合計の評価得点表しかお配りしていないが、各委員ごとの得点については、後ほどご説明したい。(会議終了後、決議書添付の各委員の得点表を提示し、説明した)</p> <p>担当が変わったばかりで以前の説明会での状況は聞いていないが、この点で異論や注文が出たという話は聞いていない。当方でこのような内容を提案書に盛り込んで下さいと指示しているため2週間あれば十分ではないかと思う。</p> <p>初めから3人しか採点していない。熊本以外の3県で行う場合は局から2人行き、事務所の1人を加えた3人で面接し、採点している。</p>

意見 ・ 質問	回 答
<p>【事案3】 人吉税務署窓枠改修工事</p> <p>契約相手方 : 株式会社 美麗建設工業 契約金額 : 4,263,000円(税込) 契約締結日 : 平成22年6月18日 担当部局 : 熊本国税局</p> <p>入札状況調書を見ると、入札参加資格は建築一式工事のDまたは建具のB、Cであるが、実際は建築一式工事のD等級の者のみによる参加であったということでしょうか。</p> <p>建具工事の入札参加資格をCからBに上げたのは、もともと業者があまりいないからであるのか、または仮に上げたとしても、それほど資格を持った業者が参加することを想定できなかったのか。</p> <p>参加資格のところで、平成21、22年度の2年度になっており、また、南九州地区と言っているが、年度及び地区はどのようにして決めるのか。</p> <p>入札参加資格を上位又は下位の等級に上げるときの、ある一定程度の基準はあるのか。</p> <p>今回は電子入札が原則で、紙による入札が1社だけだったということであるが、電子入札についてまだ南九州管轄内で不都合があるという声があるのか。</p>	<p>複数の資格を持っている業者もいるが、今回の入札・応札の段階では、建具の資格を持っているのは1社だけであった。</p> <p>建具関係の業者は、県内でB、Cを合わせて3社しかいない。今回は窓枠改修単独ということで、位置付け的に専門業者が安価にできるかなということでこちらを選び、競争性を高めるために建築一式工事も加えた。</p> <p>九州財務局が南九州地区を管轄しているため、南九州地区に限定されていると思われる。また、年度についても九州財務局の方で2年おきに審査していると聞いている。</p> <p>確たる基準というものはないが、競争性を高めるために行っている。</p> <p>今回紙による入札を行った業者については、まだシステムそのものを構築していないということである。電子入札が不備であるとか、紙のほうがよいという意見等は、特に把握していない。</p>
<p>【事案4】 乗用自動車(6台)の賃貸借契約</p> <p>契約相手方 : 株式会社 おきぎんリース 契約金額 : 1,791,402円(税込) 契約締結日 : 平成22年4月1日 担当部局 : 沖縄地区税関</p> <p>車両により、契約期間が異なる理由を説明願いたい。</p> <p>グリーン購入法等により環境負荷の少ないものをとという努力規定があると思うが、車両リース等にも、車種の選定について配慮はあるのか。</p> <p>随意契約伺いにおいて、監督職員及び検査職員という項目があるが、どのようなことをしているのか。</p>	<p>自動車の配備は、現場からの自動車配備要求に基づき行っており、それぞれの車両に係る当初の要求時期が異なることから導入時期が異なり、それぞれ60ヶ月の契約期間であるため、契約最終年度である今年度の契約期間が車両により異なった。</p> <p>当初契約に係る一般競争入札時に、仕様書において燃料基準や排出ガス基準低減レベルを定めており、環境負荷の少ないものを導入している。</p> <p>会計法において、契約の適正な履行を確保するため、契約履行状況の監督及び検査を行う職員を定めることとなっている。 沖縄地区税関においては、監督・検査職員を部内通達により定めており、本契約においても、契約伺いに監督・検査職員を記載することにより担当職員が明確になり、乗用自動車配備先である部門、支署、出張所において、契約の適正な履行を図っている。</p>